大玉村長交際費の公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、村民の村政への理解と信頼を深め、公正で透明な村政を推進していくため、村長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表する内容）

第２条　村長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　支出区分

⑵　支出月日

⑶　支出内容

⑷　支出金額

２　前項の規定にかかわらず、交際相手方に特段の配慮が必要な場合は、個人名等は公表しないものとする。

（支出区分）

第３条　前条第１項第 1 号に規定する支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類するものとする。

支出項目	支 出 の 内 容	金　　額
会　　費	会費制で開催される懇親会、祝賀会等の参加にかかる経費	会費相当額
祝　　金	総会等の各種行事にかかる経費	実費相当額又は社会通念上、妥当と認められる額
弔　　費	葬儀又は法要における香典、供花、供物等の支出にかかる経費	社会通念上、妥当と認められる額
見 舞 費	病気見舞い及び災害等に対する義援金等にかかる経費	社会通念上、妥当と認められる額
協 賛 費	各種大会等の開催協賛にかかる経費	社会通念上、妥当と認められる額
激 励 費	本村の公益性を高める団体、個人の激励にかかる経費	社会通念上、妥当と認められる額
そ の 他	その他村政運営上、村長が特に支出する必要があると認める経費	社会通念上、妥当と認められる額

（公表の時期）
第４条　村長交際費の公表は、１ケ月分の支出状況を取りまとめて、支出した月の翌月の２５日までに別記様式により行うものとする。
（公表の方法）
第５条　村長交際費の公表は、村のホームページ並びに広報紙に掲載する方法により行うものとする。
（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附　則
１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
２　この要綱は、平成１９年４月１日以降に支出のあった村長交際費について適用する。

別記様式（第４　条関係）

交際費執行状況（　　年　　月分）

番号	支出区分	支出月日	支出内容	支出金額（円）
			【累計】	